



上告示第16号

公 告

村民とサイクリスト等が集う村の小さな拠点集約事業委託業務について、公募型プロポーザル方式により提案書を次のとおり募集するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び上北山村契約規則（平成24年規則第13号）第2条の規定に準じて公告します。

平成30年 4月10日

上北山村長 山 室 潔

1 委託名、委託内容及び履行期限

- (1) 委託名 村民とサイクリスト等が集う村の小さな拠点集約事業委託業務
- (2) 委託内容 別紙実施要領のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成31年3月15日

2 提案書の提出者の資格

- (1) 企画（技術）提案に応募できる者は、国内に本社（本店）を置く建築設計事務所等及びホテルコンサルティング業務の元請の実績を有する事務所等の2社以上により構成される共同企業体である必要があり（1社において両事業分野活動を行っている場合はこの限りでない）、かつ、共同企業体は構成事務所全体の統括を行い、本村との契約を締結する代表事務所を定めること。また、共同企業体を構成する同意書、又は協定書の写しを参加意向申出書に添付することを条件とした上で、各業務ごとに規定する事項のほか共通事項のいずれにも該当する者で、平成30年4月23日までにプロポーザル参加意向申出書を村へ提出し、提案資格が認められた者。

<建築事務所等>

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 一級建築設計事務所については、平成20年4月1日以降に竣工した、延べ面積3000㎡以上の建物の新築、改装・増改築に係る基本設計又は実施設計について、自社が単体企業で受注又は設計共同企業体の構成員として受注した実績（国内に限る）を有すること。

<ホテルコンサルティング業務事務所等>

- ① ホテルコンサルティング業務の元請の実績を有する事務所については、平成20年4月1日以降にホテル、旅館等の宿泊施設のコンサルティング業務またはホテル、旅館等の宿泊施設経営を自社が単体企業で受注（自社経営を含む）又は共同企業体の構成員として受注した実績を5件以上有すること（国内に限る）。

<共通>

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- ② 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- ⑤ 本手続きへの参加の希望を表明する書類の提出の時点において、国税の滞納がないこと。

(2) プロポーザル参加意向申出書提出の際の提出書類

- ① プロポーザル参加意向申出書（1号様式）
- ② 会社概要書（任意様式）1部
- ③ 履歴事項全部証明書（法務局）1部（写しで可。ただし、提出日3か月以内に発行されたものに限る。）
- ④ 納税証明書  
法人税・消費税及び地方消費税（税務署）1部  
(滞納がない旨の証明書または納税証明書。写しで可。ただし、提出日3か月以内に発行されたものに限る。)
- ⑤ 共同企業体を構成する同意書、又は協定書の写し1部
- ⑥ 委任状（代理提出の場合のみ…共同企業体の構成事務所の一方が取りまとめて提出する場合）1部
- ⑦ 基本設計・CM業務に関する配置技術者に関する資料（任意様式）1部
  - 1) 実施体制図
  - 2) 総括責任者及び管理技術者（予定者）の経歴及び実績等
- ⑧ 実施要領7の(2)の3にある統括業務を行う者に関する資料（任意様式）1部
  - 1) 統括責任者（予定者）の経歴及び実績等

※ 経歴及び実績等に関しては、その者が所持している資格等（一級建築士については建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）で規定する一級建築士の資格を有する者の資格証等の写し）及び、その者が関わった事業に関する実績を明示すること。

⑨ 同種・類似業務実績書（任意様式） 1 部

- 1) 平成 20 年 4 月 1 日以降に竣工した、延べ面積 3000 m<sup>2</sup>以上の建物の新築、改装・増改築に係る基本設計又は実施設計について、自社が単体企業で受注又は設計共同企業体の構成員として受注した実績を証明できる書類（契約書の写し）
- 2) 平成 20 年 4 月 1 日以降にホテル、旅館等の宿泊施設のコンサルティング業務またはホテル、旅館等の宿泊施設経営を自社が単体企業で受注（自社経営を含む）又は設計共同企業体の構成員として受注した実績を 5 件以上有すること（国内に限る）を証明できる書類（任意様式）

3 スケジュール

プロポーザル参加意向申出書（様式第 1 号）提出

平成 30 年 4 月 24 日（火）まで

質問受付

平成 30 年 4 月 23 日（月）まで

企画（技術）提案書提出意思確認書（様式第 4 号）提出

平成 30 年 5 月 1 日（火）まで

企画（技術）提案書（様式第 5 号）の受付

平成 30 年 5 月 8 日（火）まで

プロポーザル審査会

平成 30 年 5 月 17 日（木）

審査結果通知

平成 30 年 5 月 18 日（金）

契約締結

平成 30 年 5 月 21 日（月）

4 提案書を特定するための評価基準等

(1) 評価基準

- ① 業務内容の理解度
- ② 提案内容の優良性
- ③ 提案内容の独創性
- ④ 業務遂行の安定性
- ⑤ 必要経費
- ⑥ 総合評価

※ 上記、評価基準や配点の設定については、後日行われる「上北山村プロポーザル審査会」で決定する。

(2) 審査機関

「上北山村プロポーザル方式業者選定実施要綱」によるプロポーザル審査会委員が採点を行い、当該業務にふさわしい提案者を特定し、委託業者を決定する。

## 5 審査に関する事項

### (1) 提案書による審査

企画（技術）提案書を用いた応募者によるプレゼンテーションを実施する。

### (2) プレゼンテーションによる審査

- ・開催日：平成30年5月17日（木）（時間等詳細は別途通知）
- ・開催場所：上北山村役場内（奈良県吉野郡上北山村河合 330 番地）

### (3) 使用機器

事前相談のうえ、各自で用意すること。

### (4) その他

- ・説明にあたり、企画（技術）提案書などに記載のない新たな提案や説明は認めない。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画（技術）提案書の受付順とし、受付期間終了後、応募者に通知する。
- ・企画（技術）提案事業者が1社であってもプロポーザル審査会は実施する。

## 6 審査結果

- ・プロポーザル審査会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受託候補者とする。
- ・特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本村の受託者とする。
- ・選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で通知する。
- ・審査内容及び選定結果に対する問い合わせには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ても受け付けないものとする。

## 7 担当課

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村河合 330 番地

上北山村役場 地域振興課

電話番号 07468-2-0001

FAX 07468-3-0265

Email: [sosei@vill.kamikitayama.lg.jp](mailto:sosei@vill.kamikitayama.lg.jp)

## 8 プロポーザル関係書類提出要請書の交付について

プロポーザル関係書類提出要請書の交付については、第2の「提案書の提出者の資格」が認められた場合に送付する「参加資格確認結果通知書」に同封して交付します。

したがって、この要請書に基づき、提案書を提出して頂くことになります。

9 企画（技術）提案書及び提出意志確認書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出意志確認書の提出期限 平成30年5月1日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提案書の提出期限 平成30年5月8日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 第7「担当課」に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、いかなる理由があっても期限までに到着することを条件とする。）
- (5) その他 提出期限までに提出がなされない場合は応募する意思がないものとみなす。

10 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 言語： 日本語
- (2) 通貨： 日本通貨

11 契約書作成の要否

委託業者の決定後、契約を行う。

12 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 受付窓口 第7「担当課」に同じ
- (2) 質問受付時間及び方法  
平成30年4月10日から平成30年4月23日までの間（ただし、土日祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時  
書面持参、ファクシミリ、又は電子メールによる（様式は任意）
- (3) 回答日時及び方法  
回答は、その都度ファクシミリ、又は電子メールにて行う。
- (4) 受け付けない項目
  - ① 積算内容
  - ② 他の提案者についての情報

13 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類提出後の修正又は変更は認めない。
- (3) 提出書類の返却はいたしません。